

新

旧

議案第 95 号 所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

◎所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部改正

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 略

(給料)

第2条 給料は、所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第27号。以下「勤務時間等条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 略

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 略

2～4 略

5 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。）させるには、職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

6～11 略

12 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 略

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

第3条 略

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 略

2～4 略

5 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

6～11 略

12 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応

とする。

第4条の2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、前条第12項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（給料の支給）

第5条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

2 給料は、毎月1回市規則で定める日にその月の月額の全額を支給する。

第6条 略

2・3 略

4 第1項又は第2項の規定により、給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（給料の調整額）

第6条の2 市長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

（初任給調整手当）

第6条の3 略

じた額とする。

第4条の2 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、この規定による給料月額に、所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第27号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第5条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、給料月額的全額を支給する。

2 給料の支給日は、市長が定める。

第6条 略

2・3 略

4 第1項又は第2項の規定により、給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第6条の2 市長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基き給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25をこえてはならない。

第6条の3 略

(扶養手当)

第7条 略

第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合にお

第7条 略

第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合にお

る扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

4 略

(管理職手当)

第8条の2 略

2 略

3 月の途中において第1項の職に就き、又は退いた場合における管理職手当の支給については、第6条の規定を準用し、1箇月間全く執務しないものについては、当月分の管理職手当は支給しない。

4 前3項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

(地域手当)

第8条の3 略

2 略

3 医療業務に従事する医師及び歯科医師に対する地域手当の月額、前項の規定にかかわらず、当分の間、給料、初任給手当、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額とする。

4 地域手当の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。

(住居手当)

第8条の4 略

(通勤手当)

第9条 略

(特殊勤務手当)

第10条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料

る扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものである職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

4 略

第8条の2 略

2 略

3 月の途中において第1項の職に就き、又は退いた場合における管理職手当支給については、第6条の規定を準用し、1カ月間全く執務しないものについては、当月分の管理職手当は支給しない。

第8条の3 略

2 略

3 医療業務に従事する医師及び歯科医師に対する地域手当の月額、前項の規定にかかわらず、当分の間、給料、初任給手当、管理職手当及び扶養手当の合計額に100分の15を乗じて得た額とする。

第8条の4 略

第9条 略

第10条 著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上、特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料

で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法は、別に条例で定める。

(給与の減額)

第11条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、勤務時間等条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合、休暇による場合その他市長の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第13条 略

2 略

3 勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市規則で定める時間を除く。）に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給

で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとし、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法は、市長が定める。

- (1) 税務手当
- (2) 防疫手当
- (3) 特殊車両等運転手当
- (4) 消防手当
- (5) 危険手当
- (6) 保護収容手当
- (7) 福祉業務手当
- (8) 医務手当
- (9) 緊急出動手当
- (10) 建築主事手当
- (11) 動物死体処理手当

第11条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合、休暇による場合その他市長の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第13条 略

2 略

3 所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市規則で定める時間を除く。）に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて

する。

4 略

5 勤務時間等条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第3項に規定する市規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

（休日勤務手当）

第14条 略

2 略

3 前2項の休日とは、勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日（同条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日）又は同条例第9条に規定する年末年始の休日（同条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日）その他市規則で定める日をいう。

（夜間勤務手当）

第14条の2 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 略

5 所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第3項に規定する市規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

第14条 略

2 略

3 前2項の休日とは、所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第9条に規定する祝日法による休日（同条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日）又は同条例第9条に規定する年末年始の休日（同条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日）その他市規則で定める日をいう。

第14条の2 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25に勤務1回につき500円を加えた額を夜間勤務手当

(端数計算)

第14条の3 略

(宿日直手当)

第15条 宿日直手当は、その勤務1回について次の区分により支給する。

種別		区分	
		市民医療センターの職員	その他の職員
宿直 (不寝勤務)		7,200円 (10,800円)	4,200円 (6,300円)
日直	5時間未満	3,600円	2,100円
	5時間以上	7,200円	4,200円

2 市民医療センターの職員に対しては、サービス中の勤務の実態により第13条の時間外勤務手当を併給することができる。

(時間外勤務手当等に関する規定についての適用除外等)

第16条 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 略

第17条の2 第13条から第14条の2までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当(月額を単位として支給するものに限る。)の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を市長が別に定める年間の勤務時間で除して得た額とする。

(期末手当)

第17条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の5まで及び附則第11項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日(次条及び第17条の5においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の

として支給する。

第14条の3 略

第15条 宿日直手当は、その勤務1回について次の区分により支給する。

種別		区分	
		市民医療センター及び老人ホームに勤務する職員	その他の職員
宿直 (不寝勤務)		7,200円 (10,800円)	4,200円 (6,300円)
日直	5時間未満	3,600円	2,100円
	5時間以上	7,200円	4,200円

2 市民医療センター及び老人ホーム勤務の職員に対しては、サービス中の勤務の実態により第13条の時間外勤務手当を併給することができる。

第16条 略

第17条 略

第17条の2 第13条から第14条の2までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当のうち市規則で支給基準が月額と定められている手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を市長が別に定める年間の勤務時間で除して得た額とする。

第17条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の5まで及び附則第11項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日(次条及び第17条の5においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第24条第6

適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2～6 略

第17条の4 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)・(4) 略

第17条の5 略

(勤勉手当)

第17条の6 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第11項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2～5 略

(出張中の時間外勤務手当等)

第18条 公務により出張中の職員に対しては、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、これを支給しない。ただし、あらかじめ旅行目的地において特に正規の勤務時間外又は休日に勤務すべきことを命ぜられ現に勤務した場合は、この限りでない。

(専従休職者の給与)

第19条 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

項の規定により適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2～6 略

第17条の4 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)・(4) 略

第17条の5 略

第17条の6 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第11項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2～5 略

第18条 公務により出張中の職員に対しては、時間外勤務手当並びに休日勤務手当は、これを支給しない。ただし、あらかじめ旅行目的地において特に時間外又は休日に勤務すべきことを命ぜられ現に勤務した場合は、この限りでない。

第19条 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(時間外勤務時間数等の端数計算)

第20条 第13条の時間外勤務時間数、第14条第2項の休日勤務時間数及び第14条の2の夜間勤務時間数の締切計算をする場合において、1時間に満たない端数があるときは、30分以上は1時間として30分未満はこれを切り捨てる。

2 略

(時間外勤務手当等の支給方法)

第21条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、その月の分を翌月の給料の支給日にこれを支給する。

第22条及び第23条 削除

(退職者の給与)

第24条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中これに給料、初任給調整手当、扶養手

第20条 第13条の時間外勤務時間数及び第14条第2項の休日勤務時間数並びに第14条の2の夜間勤務時間数の締切計算をする場合において、1時間に満たない端数があるときは、30分以上は1時間として30分未満はこれを切り捨てる。

2 略

第21条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日にこれを支給する。ただし、支給日につき別段の定めあるときは、その給料の支給日までの分を次の給料支給日に支給する。

第22条 日直及び宿直手当は、その月分を翌月の5日にこれを支給する。ただし、都合により支給日を変更して、支給しても差支えない。

第23条 職員が公務によらないで死亡したときは、在職中の最終給料月額の2ヶ月分の額に相当する死亡弔慰金をその遺族に給する。

第24条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職されたときは、その退職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾病にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職されたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中これに給料、初任給調整手

当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、条例に別段の定めがない限り前4項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項及び第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第17条の3第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により市規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。

7 略

(口座振替の方法による給与の支給)

第25条 略

(給与からの控除)

第26条 法第25条第2項の規定により、次の各号に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

(1)・(2) 略

(委任)

第27条 略

当、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、条例に別段の定めがない限り前4項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項及び第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第17条の3第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により市規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。

7 略

第25条 略

第26条 地方公務員法第25条第2項の規定により、次の各号に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

(1)・(2) 略

第27条 略

◎所沢市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（附則第3項関係）

(給与の種類及び基準)

第2条 現業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けたもの（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占め

(給与の種類及び基準)

第2条 現業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けたもの（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占め

るもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 現業職員の給与の額及び支給方法は、所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号）及び所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成23年条例第 号）の適用を受ける職員の給与の額を基準とし、業務の特殊性及び実態を考慮して定めるものとする。

3 略

るもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び死亡弔慰金とする。

2 現業職員の給与の額及び支給方法は、所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号）の適用を受ける職員の給与の額を基準とし、業務の特殊性及び実態を考慮して定めるものとする。

3 略

◎所沢市教育委員会事務局職員給与条例の一部改正（附則第4項関係）

所沢市教育委員会事務局職員に対する給与については、所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号）及び所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成23年条例第 号）を準用する。

所沢市教育委員会事務局職員に対する給与については、所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号）を準用する。

◎所沢市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（附則第5項関係）

（給与の種類）

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けたもの（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 略

（給与の種類）

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けたもの（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当並びに退職給、死亡弔慰金とする。

2 略